

総
合
事
務
組
合
公
報

目
次

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則……………1頁

※ この公報は、規則により組織団体に配布するものです。
必ず関係部課に供覧してください。

千葉県中央区中央四丁目十七番八号 千葉県自治会館
千葉県市町村総合事務組合
電話 ○四三(三一一) 四一五五

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月八日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合規則第四号

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和五十二年規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第四常時介護を要する状態の項中「八万五千四百九十円」を「九万七千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第四の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。